

特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブという。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を京都市山科区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、地域の子どもたちおよび住民に対して、スポーツや自然体験に関する事業を行い、子どもたちの健全育成、地域におけるまちづくりの推進及び近接する中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条

この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①スポーツの普及に関する事業
 - ②スポーツ指導者の資質向上に関する事業
 - ③子どもたちの体験活動(農業体験、アウトドア体験など)に関する事業
 - ④地域経済及びコミュニティの活性化に資する事業

⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条

この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（3）継続して2年以上会費を滞納したとき

（4）除名されたとき

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが

できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条

- 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し

くは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条

- 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

第18条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき

(招集)

第24条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条

各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条

理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第31条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもつて償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条

各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を

得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 松尾 真次

副理事長 高山 琢也

理事 山川 茂男

監事 梅林 真如

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員年会費 0円

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	松尾 真次		有
副理事長	高山 琢也		無
理事	山川 茂男		無
監事	梅林 真如		無

(備考)

- 「氏名」，「住所又は居所」，「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。
- 「氏名」，「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。
- 「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、学校教員の働き方改革の観点や少子化による生徒数の減少といった観点から、中学校の部活動を学校の管理下ではなく地域のクラブで行うとする、いわゆる「中学校部活動の地域展開」が全国的に進められています。京都市でも、令和10年度8月末をもって中学校の部活動を廃止し、地域クラブでの活動に移行するという方向性が示されています。もっとも、この取り組みを進めていくためには、受け皿となるクラブ・団体が地域に存在すること、継続して教育的視点で指導にあたることのできる指導者を確保すること、指導者に支払う報酬をはじめとする活動費を確保すること、など数多くの課題があります。そのため、全国的に「地域展開」が思うように進んでいないのが現状です。特に、活動費の確保については、これまで中学校において公費によって賄われてきた部分が原則保護者負担となってしまうため、保護者にとってけつして軽くない負担となります。そのことが、ひいては家庭の経済的状況による「体験格差」のさらなる拡大につながる危険性があると考えます。

こうした現状をふまえて、山科区において中学部活動の地域展開を担うスポーツクラブを設立しようとの話し合いを持ち、「山科ユナイテッドスポーツクラブ」(以下、「当クラブ」とする。)を設立することとなりました。

当クラブでは、子どもたちの主体性の醸成に重きを置き、「楽しむ力」の育成をモットーとしています。また、家庭の経済的状況によって好きなスポーツをあきらめざるを得ない子どもが出ないように、出来る限り活動費を抑制するとともに、地域にゆかりのある企業様、個人様より御支援を賜ることによって、少しでも保護者負担を抑えよう取り組んでいます。

こうして令和7年4月より、設立メンバーの専門種目であるサッカークラブが始動しました。山科区の子どもたちを中心に15名のメンバーが集まり、平日の練習、週末の試合に取り組んでいます。また、設立メンバーが通っている滋賀県湖西地区の中山間地域において田植え体験を行うなど、スポーツ以外の体験活動にも取り組んでいます。

当クラブでは、令和8年度以降、サッカーにとどまらず他の種目にも活動を拡大させてていき、子どもたちが好きなスポーツに思う存分取り組める環境をつくっていきたいと考えています。

さらに、こうした活動を通して、子どもたちだけでなく保護者も含めたコミュニティを形成し、コミュニティの力をいかした活動に取り組んでいきます。具体的には、クラブ所属の保護者に地域の飲食店・小売店での消費を促す取り組みや、地域企業で子どもたちの職場体験を実施し、将来的な地域就労につなげる取り組みなど、地域経済の持続性を高める活動に取り組んでいきます。また、農業体験や農作物の購入斡旋などを通じて滋賀県湖西地区の中山間地域とのつながりを深め、コミュニティメンバーの「食の安心」を確保すると同時に、中山間地域における農業の持続性向上に取り組んでいきます。

気候変動、世界的な紛争の拡大、少子高齢化の進行、円安、財政悪化など不確実性が高まっている時代にあって、当クラブは共助の力で安心して子どもたちを育み、暮らしていく地域づくりの核となるべく活動してまいります。

このたび、法人として申請するにいたったのは、任意団体としての活動や事業をさらに発展させ、行政や各学校、各種地域団体などとの連携を深めていく必要があり、社会的に認められた公的な組織にしていくべきであると考えたためです。また、当クラブの活動が営利目的ではなく、多くの地域住民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

2 設立に至るまでの経過

令和6年10月 「山科ユナイテッドフットボールクラブ」 第1回体験会実施

令和6年12月～「山科ユナイテッドフットボールクラブ」 入部予定者練習会実施(令和7年3月まで月1回実施)

令和7年4月～ 「山科ユナイテッドフットボールクラブ」正式始動

令和7年5月 滋賀県大津市伊香立地区で田植え体験を実施(選手・保護者参加)

令和7年6月 会員間で法人化の意思確認

令和7年8月 長野県にてサッカー遠征およびキャンプ活動を実施

令和7年9月 滋賀県大津市伊香立地区で稲刈り体験を実施(選手・保護者参加)

令和7年12月23日

特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ

設立代表者

氏名 松尾 真次

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの地域住民に知っていただき活動を支援していただくため、SNSやホームページを活用した広報活動を進めるとともに、チラシやポスターを活用した周知活動に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
①スポーツの 普及に関する事業	・サッカークラブ（中学生対象のジュニアユースクラブ）の運営	(A)週4～5回 (B)燈影学園グラウンド (C)4人	(D)入部申し込み者 (E)30人
	・小学生対象の体験会を実施	(A)年4回（7月、8月、9月、10月） (B)燈影学園グラウンド (C)4人	(D)地域の小学6年生 (E)30人
	・小学生対象のサッカースクールの運営	(A)週2回 (B)燈影学園グラウンド (C)2人	(D)地域の小学生 (E)30人
②スポーツ指導者の資質向上に関する事業	・当クラブで指導にあたる指導者に対して、研修会を実施	(A)年2回（8月、3月） (B)山科区内 (C)4人	(D)当クラブ所属の 指導者 (E)4人
	・講師を招聘し、地域で活動するスポーツ指導者や保護者に対して、スポーツ指導に関する研修会を実施	本事業年度は、 実施予定なし	

③子どもたちの体験活動（農業体験、アウトドア体験など）に関する事業	・田植え、野菜管理作業、稲刈りなど、農業の意義や苦労を感じられる体験会を実施	(A)年3回（5月、8月、9月） (B)滋賀県大津市伊香立地区 (C)4人	(D)当クラブ所属の選手 (E)30人
	・キャンプ、登山、釣り体験など自然に触れ合う活動を実施	(A)年3回（8月、9月、10月） (B)長野県、滋賀県、福井県など (C)4人	(D)当クラブ所属の選手 (E)30人
④地域経済及びコミュニティの活性化に資する事業	・当クラブを支援していただいている企業で子どもたちの職場体験を実施し、その様子をSNS等で広報	(A)年4回（8月、10月、12月、2月） (B)山科区内 (C)4人	(D)当クラブ所属の選手 (E)30人
	・山科区内で実施される地域イベントにブースを出展し、当クラブ所属選手による小さいこどもや高齢者対象のスポーツ体験活動を実施	(A)年2回（11月、3月） (B)山科区内 (C)18人	(D)地域の幼年者、高齢者 (E)不特定多数
⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業	事業実施予定なし		

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・設立初年度の広報活動、周知活動を継続・発展させ、地域全体からの支援をいただけるよう事業を実施するとともに、地域の発展に寄与するとの観点から事業を実施していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
①スポーツの 普及に関する事業	・サッカークラブ（中学生対象 のジュニアユースクラブ）の運 営	(A)週4～5回 (B)燈影学園グラウン ド (C)4人	(D)入部申し込み者 (E)50人
	・小学生対象の体験会を実施	(A)年4回（7月、8 月、9月、 10月） (B)燈影学園グラウン ド (C)4人	(D)地域の小学6年生 (E)30人
	・小学生対象のサッカースクー ルを実施	(A)週2回 (B)燈影学園グラウン ド (C)2人	(D)地域の小学生 (E)30人
②スポーツ指 導者の資質 向上に関する事業	・当クラブで指導にあたる指導 者に対して、研修会を実施	(A)年2回（8月、 3月） (B)山科区内 (C)4人	(D)当クラブ所属の指 導者 (E)4人
	・講師を招聘し、地域で活動す るスポーツ指導者や保護者に対 して、スポーツ指導に関する研 修会を実施	(A)年1回（12月） (B)山科区内 (C)4人	(D)地域で活動するス ポーツ指導者、保護 者 (E)100人
③子どもたち の体験活動 （農業体 験、アウト ドア体験な	・田植え、野菜管理作業、稲刈 りなど、農業の意義や苦労を 感じられる体験会を実施	(A)年3回（5月、8 月、9月） (B)滋賀県大津市伊香 立地区 (C)4人	(D)当クラブ所属の選 手 (E)50人

ど) に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ、登山、釣り体験など自然に触れ合う活動を実施 	<p>(A) 年3回（8月、9月、10月） (B) 長野県、滋賀県、福井県など (C) 4人</p>	<p>(D) 当クラブ所属の選手 (E) 50人</p>
④地域経済及びコミュニティの活性化に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当クラブを支援していただいている企業で子どもたちの職場体験を実施し、その様子をSNS等で広報 	<p>(A) 年4回（8月、10月、12月、2月） (B) 山科区内 (C) 4人</p>	<p>(D) 当クラブ所属の選手 (E) 50人</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・山科区内で実施される地域イベントにブースを出展し、当クラブ所属選手による小さい子どもや高齢者対象のスポーツ体験活動を実施 	<p>(A) 年2回（11月、3月） (B) 山科区内 (C) 18人</p>	<p>(D) 地域の幼年者、高齢者 (E) 不特定多数</p>
⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業	事業実施予定なし		

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金	3,500,000	3,500,000
3. 受取助成金等	0	0
4. 事業収益 スポーツの普及に関する事業	3,680,000	3,680,000
5. その他収益		
経常収益計		7,180,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費 指導者報酬 指導者スポーツ安全保険加入料 人件費計	4,200,000 14,800 4,214,800	
(2) その他経費 チーム登録費 選手登録費 選手スポーツ安全保険加入料 用具購入費 大会参加費 グラウンド使用料 グラウンド照明電気代 ホームページ管理費 広告宣伝費 雑費 その他経費計	25,000 60,000 24,000 200,000 120,000 500,000 12,000 120,000 50,000 100,000 1,211,000	
事業費計		5,425,800
2. 管理費		
(1) 人件費 役員報酬	1,440,000	
(2) 人件費計	1,440,000	
(2) その他経費		
その他経費計	0	
管理費計	1,440,000	6,865,800
経常費用計		314,200
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		314,200

令和9年度 活動予算書
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 特定非営利活動法人山科ユナイテッドスポーツクラブ
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	
2. 受取寄附金	5,000,000	0
3. 受取助成金等	0	5,000,000
4. 事業収益 スポーツの普及に関する事業	5,350,000	5,350,000
5. その他収益		
経常収益計		10,350,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費 指導者報酬 指導者スポーツ安全保険加入料 人件費計	7,200,000 18,500 7,218,500	
(2) その他経費 チーム登録費 選手登録費 選手スポーツ安全保険加入料 用具購入費 大会参加費 グラウンド使用料 グラウンド照明電気代 ホームページ管理費 広告宣伝費 雑費 その他経費計	25,000 100,000 40,000 300,000 200,000 500,000 24,000 120,000 50,000 100,000 1,459,000	8,677,500
事業費計		8,677,500
2. 管理費		
(1) 人件費 役員報酬	1,440,000	
(2) 人件費計	1,440,000	
その他経費計	0	
管理費計	1,440,000	10,117,500
経常費用計	1,440,000	232,500
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計	0	
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計	0	
当期正味財産増減額	232,500	
前期繰越正味財産額	314,200	
次期繰越正味財産額	546,700	